

令和8年度 第3回 徳島地方最低賃金審議会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年7月30日（木） 午前9時30分～午前10時25分

場所 ホテルパークウェストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3-1-22）

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- （1）事務局より、令和8年7月28日付けで中央最低賃金審議会（以下「中賃」という。）から厚生労働大臣に答申された今年度の目安に関する説明が行われた（資料ファイル名「③地方審」中資料No.1）。

主には中賃において労使間における意見の一致には至らず、公益委員見解により、今年度の目安額はAランクで54円、Bランク、Cランクは56円とするものである。

事務局説明の後、中賃会長代理から地方最低賃金審議会に宛てたビデオメッセージ（解説）が上映された。

- （2）その後、労使委員より中賃から示された目安額を踏まえて今後の金額審議に関して以下のとおり意見が述べられた。

労側委員

- 今年度の具体的な最低賃金金額審議にあたり、3つの水準を念頭に臨みたい。
 - ①徳島で働き徳島で住んでいる労働者の生活水準、文化的水準の維持確保。車など必要な経費を含めた、労働力の再生産・社会的な体制保持に必要な水準、②春闘の結果（全国は5%、県内は4.7%、中小労組に限っても2024年度は上回った）、③徳島の短時間労働者の賃金水準、これらを踏まえた金額審議を行うべきである。
- 使用者側代表委員からは目安額が高いとのご意見があるが、前回説明された主要

統計資料を見るに、徳島県は定期給与は高い傾向の一方、消費支出額は低い傾向があると感じた。徳島の労働者の購買意欲が低いとも捉えられ、経済活性化の観点からはマイナスではないか。また、徳島県での就職を希望する新卒者が減少しているという報道もある中、賃金は働いたことに対しての対価であり、地域別最低賃金は生活保障にプラスして労働者の働く意欲を湧かせることも必要ではないか。（若者が）将来性を考慮するということは、最低限の生活を保障する生活保護では担えないと考えており、地域性に配慮できるのが最低賃金ではないか。徳島県で働きたい労働者を増やし、地域経済活性化につながるような審議をお願いしたい。

使側委員

- 今年度の目安額は、非常に高いと感じられる。足元のCPI上昇率は鈍化、賃金に関する指標の動きは様々、小規模事業者の労働分配率も悪化と聞く。判断の経緯についても法定3要素やデータに基づくとしながら総合判断としていることに納得感が得られないのではないかと感じている。データに基づくならば賃金改定状況調査の第4表に基づく賃上げ率が最も合理的な数値であることから、これらを基に金額審議を行いたい。
- 目安額は高いと感じる。徳島は車関係の製造業が多いが、昨年のトランプ関税に始まり、秋から受注量は減少の一途であり、発注側に価格転嫁を求めたいが、仕事量がないので現実的には値下げにより受注を勝ちとらなければならないのが実情。原材料値上げも続き非常に厳しい。また円安により、外国人人材確保の困難さが増し、輸入する原材料価格の高騰要因ともなる等、状況の改善を国に求めたい。
- 物価上昇の中、働く方々の生活の向上、継続的な賃上げの重要性について異論はないものの、地域の中小企業がその原資を確保できてこそ持続可能なものになる。中小企業家同友会の景況調査では、回答企業における業況DIに関して、今期はともかく次期見通しに関しては慎重となっている企業が多い。また8割が賃上げを行っているものの、利益を社員へ還元する攻めの賃上げではなく、雇用を維持するための防御的な賃上げであるといえる。また、報道の倒産の多くを占めた飲食サービス業、サービス業は女性や若年のパート労働者が多く、賃上げしても年収の壁による就業調整がされると企業収益に大きな影響を与えることとなることから最低賃金の引上げ額については慎重に考える必要がある（このほか、M&Aに係るご意見）。

- (3) 事務局より、中賃の目安に係る見解に引用された政府方針にある政府目標とそれに関する政府の取組・支援策、自治体の支援策について補足説明がなされた（資料は第1回 徳島地方最低賃金審議会 資料のファイル名「①目安小委」125頁以降）。
- (4) 事務局より、今回の第3回本審後、本会場において引き続き第1回徳島県最低賃金専門部会（以下「地賃専門部会」という。）を開催し、具体的な金額を審議することが伝えられた。

4 次回開催

委員に諮った結果、以下の日程で審議を行うことで承認を得た（資料ファイル名「③地方審」中資料No.2）。

令和8年8月3日（月）、午前10時から第2回地賃専門部会

令和8年8月6日（木）、午前9時30分から第3回地賃専門部会

令和8年8月6日（木）、午前11時から第4回本審、結審していれば答申、結審していなければ状況報告とその後の日程調整

以上